

発議第217号

長崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案を
別紙のとおり提出する。

令和7年11月26日

議会運営委員会委員長 山本 由夫

長崎県議会議長 外間 雅広 様

長崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）

長崎県政務活動費の交付に関する条例（平成13年長崎県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（収支報告書） 第10条 会派の代表者又は議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、会派にあっては様式第1号、議員にあっては様式第2号により作成し、年度終了日の翌日から起算して<u>30日以内</u>に議長に提出しなければならない。 2 会派の代表者は、会派が消滅した場合（<u>議員の任期満了により消滅した会派が、当該任期満了による一般選挙により当該任期満了の日の翌日に再び同一名称の会派を結成した場合を除く。</u>）には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を様式第1号により作成し、会派が消滅した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。 3 議員又はその相続人は、任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員の職を失った場合（<u>任期満了により議員でなくなった者が、当該任期満了による一般選挙により当該任期満了の日の翌日に再び議員となった場合を除く。</u>）には、第1項の規定にかかわらず、その職を失った日の属する月までの収支報告書を様式第2号により作成し、その日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。 4 〔略〕	（収支報告書） 第10条 会派の代表者又は議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、会派にあっては様式第1号、議員にあっては様式第2号により作成し、年度終了日の翌日から起算して<u>20日以内</u>に議長に提出しなければならない。 2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を様式第1号により作成し、会派が消滅した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。 3 議員又はその相続人は、任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員の職を失った場合には、第1項の規定にかかわらず、その職を失った日の属する月までの収支報告書を様式第2号により作成し、その日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。 4 〔略〕

附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。

（提案理由）

政務活動費に係る収支報告書の提出期限の変更等に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。